

ご注意ください！

あらたな手口の犯罪が発生しています

勝手に偽造キャッシュカードをお客さまに送り付け、交換と称して暗証番号とともにお使いのキャッシュカードを郵送させるものです。

＜以下はその一例です＞

- ① お客さまあてに郵便物が届く一差出人は「103-0027 東京都中央区日本橋 3-11-2 東日本 本店営業部」
- ② 封筒の中身は、「偽造キャッシュカード」「キャッシュカード規定」「交換を必要とする説明書」に加え、切手貼付済の返信用封筒
- ③ 交換を必要とする理由は、“個人情報流出の未然防止のために新しいキャッシュカードを送りますので、いまお使いのキャッシュカードは暗証番号を記入して返信してください”

当行から暗証番号をお尋ねしたり、カードの郵送をお願いすることは一切ありませんので十分ご注意ください。 万一、不審な電話がかかってきたり郵便を受け取られた場合は、お近くの東日本銀行または下記お問い合わせ先までご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

東日本銀行インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)